

| | |
|-----------|------|
| 老人福祉専門分科会 | |
| R元. 5. 27 | 資料 1 |

介護保険の第1号保険料の 低所得者軽減強化に伴う条例改正について

長野市保健福祉部 介護保険課

介護保険の1号保険料について、本来の公費負担分の給付費5割とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

① 一部実施 (平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い者を対象 (65歳以上の約2割)

| | 保険料基準額に対する割合 | |
|------|--------------|--------|
| 第1段階 | 0.5 | ⇒ 0.45 |

② 完全実施 (令和元年10月)

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施 (65歳以上の約3割)

| | 保険料基準額に対する割合 | |
|------|--------------|-------|
| 第1段階 | 0.45 | ⇒ 0.3 |
| 第2段階 | 0.75 | ⇒ 0.5 |
| 第3段階 | 0.75 | ⇒ 0.7 |

※公費負担割合
 国: 1/2
 県: 1/4
 市: 1/4



国の経緯

- ◆介護保険 第1号被保険者の第1～3段階の低所得者に係る保険料の負担軽減について規定
- ◆低所得者の減額賦課に関する額を一般会計から特別会計へ繰り入れることを規定
- ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (H25. 12. 13公布)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正 (H26. 6. 25公布)

①【一部実施】

- ◆低所得者である第1段階保険料率 0.5 ⇒ 0.45 保険料率を減らせることを規定
- 介護保険法施行令改正 (H27. 4. 10公布)

②【完全実施】

- ◆低所得者である第1～3段階について
 - ・第1段階保険料率 0.45 ⇒ 0.3 (半分の水準 = 0.375)
 - ・第2段階保険料率 0.75 ⇒ 0.5 (半分の水準 = 0.675)
 - ・第3段階保険料率 0.75 ⇒ 0.7 (半分の水準 = 0.725)
 保険料率を減らせることを規定
- 介護保険法施行令改正 (H31. 3. 29公布)
- ※消費税率引き上げが10月からのため、令和元年度は完全実施時における軽減割合の半分の水準とする
- ※令和2年度は完全実施時における軽減割合とする予定

長野市の経緯

↓ 条文追加 ↓

①【一部実施】に伴うもの

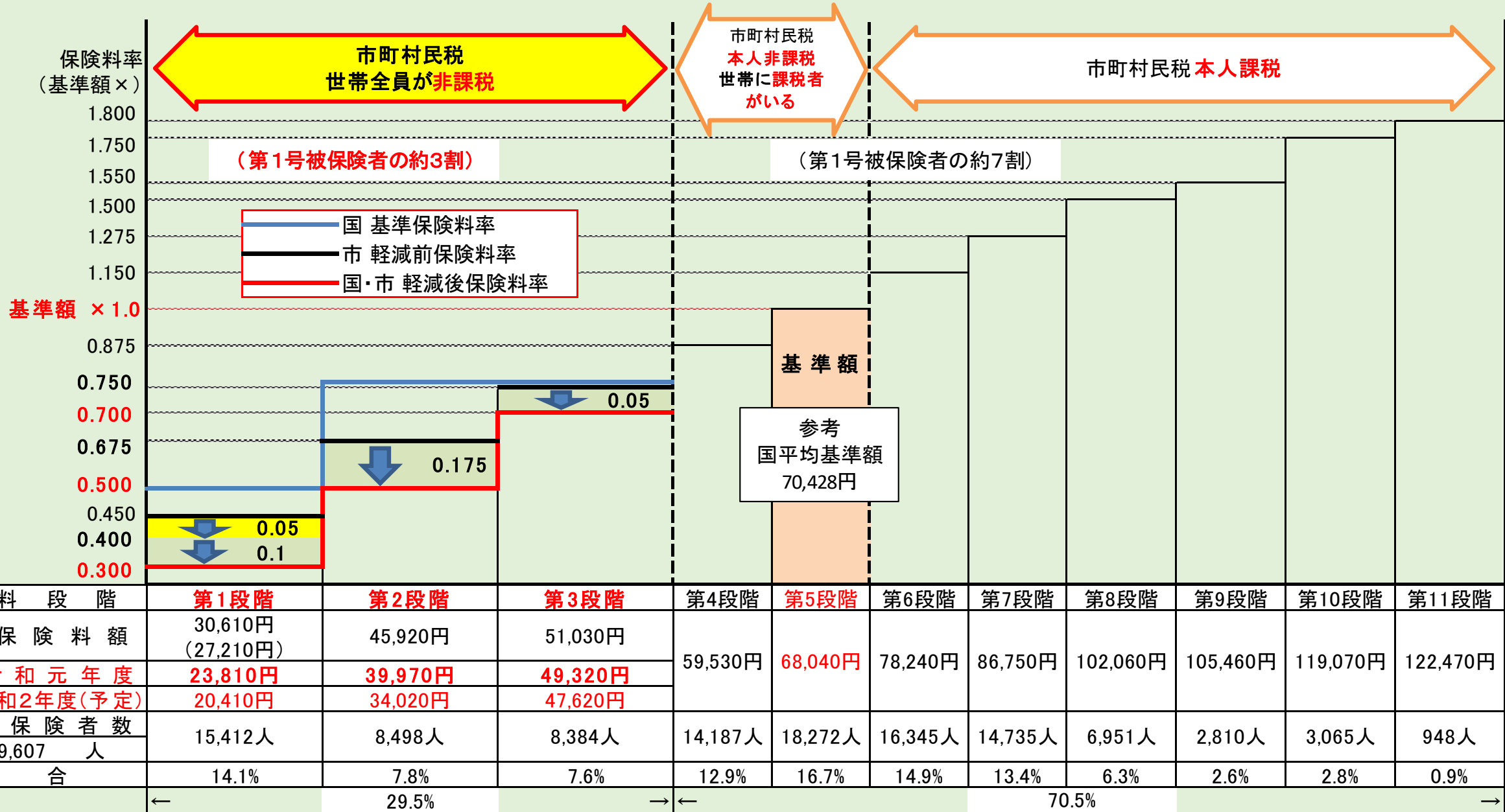
- ・第4条の2 第1段階の保険料軽減を追加
- 保険料額: 29,640円 ⇒ 26,350円
- 平成27年6月議会 介護保険条例議決 (H27. 6.15公布)

↓ 条文追加 ↓

②【完全実施】に伴うもの

- ・第4条の2 平成30年度分第1段階保険料として修正
- ・第4条の2 の2 第1段階の保険料軽減を追加
- 保険料額: 30,610円 ⇒ 23,810円
- ・第4条の2の3 第2段階の保険料軽減を追加
- 保険料額: 45,920円 ⇒ 39,970円
- ・第4条の2の3 第3段階の保険料軽減を追加
- 保険料額: 51,030円 ⇒ 49,320円
- 令和元年6月議会 介護保険条例改正 (案) 提出

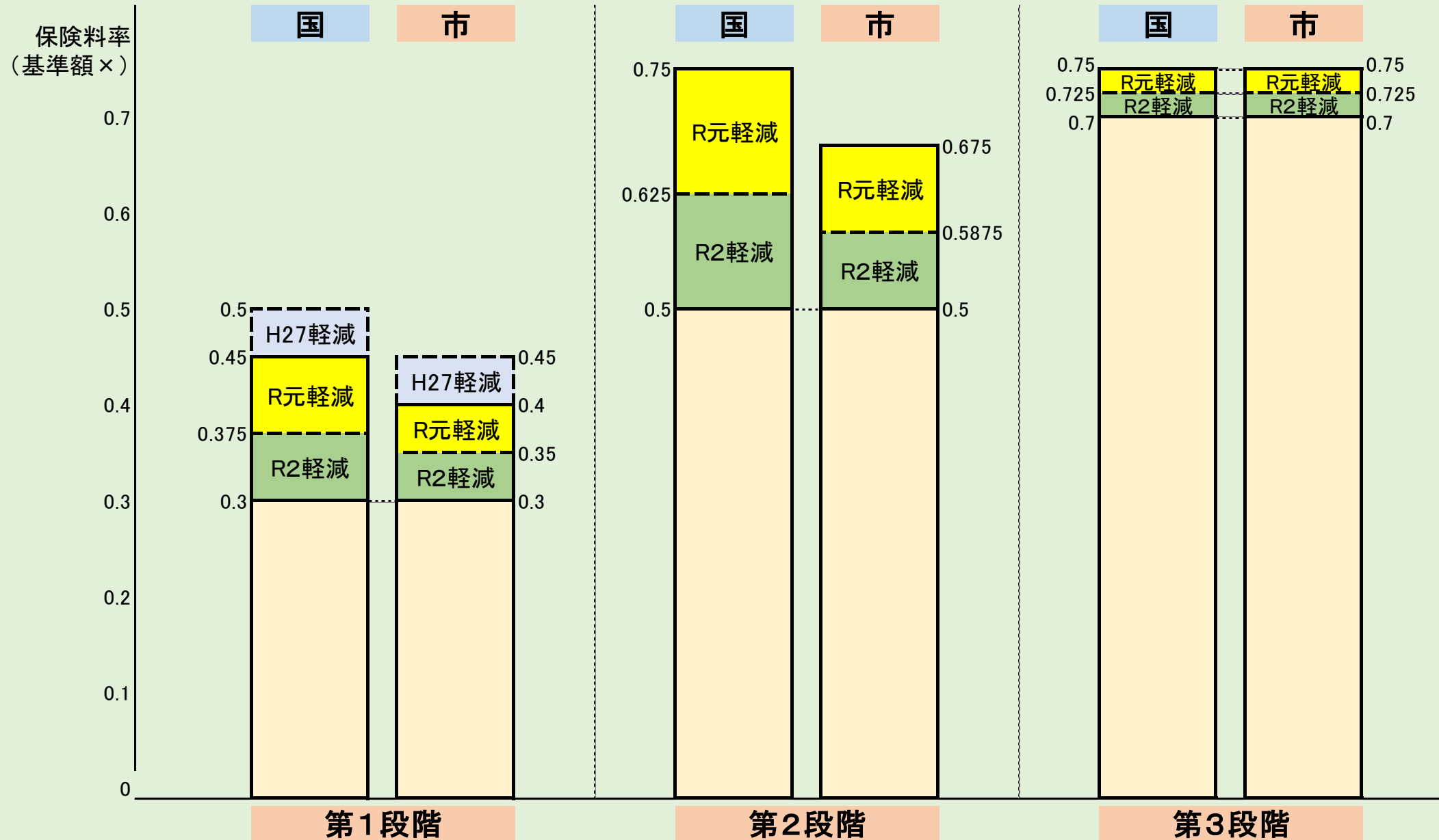
長野市 介護保険料 低所得者 軽減強化



※ 令和元年度の軽減幅は、完全実施における軽減幅の半分の水準に設定する(消費税率の変更が10月以降のため)

※ 第1号被保険者数: 平成30年6月割時 介護保険料賦課情報件数

介護保険料 第1段階から第3段階の保険料率軽減の比較



※ 令和元年度の軽減幅は、完全実施における軽減幅の半分の水準に設定する(消費税率の変更が10月以降のため)

軽減強化による保険料額

| 段階 | 対象者 | 保険料年額 (保険料率) | | | |
|--------------------------------|---|--------------------|---------------------|------------------|--|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (予定) | |
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額と公的年金等所得控除後合計所得金額との合計額が80万円以下の者 | 27,210円 (0.4) | 23,810円 (0.35) | 20,410円 (0.3) | |
| | | 3,400円減 → | | 3,400円減 → | |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額と公的年金等所得控除後合計所得金額との合計額が80万円を超え120万円以下の者 | 45,920円 (0.675) | 39,970円 (0.5875) | 34,020円 (0.5) | |
| | | 5,950円減 → | | 5,950円減 → | |
| 第3段階 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額と公的年金等所得控除後合計所得金額との合計額が120万円を超える者 | 51,030円 (0.75) | 49,320円 (0.725) | 47,620円 (0.7) | |
| | | 1,710円減 → | | 1,700円減 → | |
| 軽減額／公費負担額 | 一部実施分 | 51,595千円 | 52,800千円 | 300,000千円 | |
| | 完全実施による増加分 | | 121,200千円 | | |
| 市負担額 (国1/2、県1/4、市1/4の割合で負担) | 一部実施分 | 12,898千円 | 13,200千円 | 75,000千円 | |
| | 完全実施による増加分 | | 30,300千円 | | |
| | | 31,500千円増 → | | | |

※ 令和元年6月補正額：完全実施による増加分補正額：121,200千円 内市負担分補正額：30,300千円